

中野区

公契約条例でたたき台

工事は1億8千万以上

東京都中野区は、公契約条例のたたき台をまとめた。工事、委託、指定管理委託を対象とし、工事は予定価格1億8000万円以上、委託は予定価格1000万円以上が適用範囲となる。事業者には労働報酬下限額以上の支払いを求める。工事の下限額は設計労務単価を、委託は区職員や同種労働者の賃金をそれぞれ参考にして時間単位で定める方針だ。21日から1月11日に予定するパブリックコメントを経て2022年2月議会に条例案を提出する。

10月24日に開いた事業者との意見交換会を踏まえて方向性を決定した。工事の適用範囲は、事業者の事務負担を考慮して設定した。適用範囲の拡大については「条例の適用状況を見て判断する」(経理課)としている。元請け・下請け・派遣の労働者や一人親方などの職人が対象になる。委託は人件費が大半を占める案件とする。対象案件では、労働報酬下限額以上の報酬の支払いを求める。同時に、契約時と完了後に報告書の提出を求める予定。違反した場合や虚偽報告があった場合は、立ち入り調査する。未払い分の賃金は早期の支払いを求め、是正措置に応じない事業者に対しては、事業者名の公表など罰則規定も設ける考え。

事業者に義務付ける労働報酬下限額は、事業者・労働者の団体と労働者が構成する公契約審議会を設置して協議する。条例の可決・制定後、22年度中に設置・審議する見通し。

2月試行へ23日から説明会

公契約条例順守に加点

東京都世田谷区は、2022年度から試行予定の新たな入札制度に関する事業者向け説明会を23日から1月19日の間に計4回開く。公契約条例の順守を総合評価方式で加点評価する試みを区内事業者に周知する。試行案件の公告は22年2月から開始する見通し。

説明会の参加申し込みは1次が15日まで、2次が27日まで受け付ける。対象者は区内に本店が営業所を置く建設工事事業者。

新たな試行では、公契約条例に基づく労働報酬下限額の順守や労働環境整備の取り組み状況を総合評価方式の評価項目に追加する。配点は合計で15点とし、退職金制度などの労働福祉制度配備で3点、建設業労働災害防止協会への

加入と同協会のコスモスマスはコンパクトコスモス認定で最大4点を加点する。

ほかに、▽建設キャリアアップシステムの登録▽男女共同参画やワーク・ライフ・バランス(WLB)▽障がい者雇用▽若年者雇用

世田谷区

—の評価により各2点を加える。労働報酬下限額を順守できない場合や障がい者雇用の法定雇用率に達していない場合にはそれぞれ減点する。

対象案件は、一定金額以上の案件を中心に選定して結果を検証する。建築工事8件程度、設備・土木工事各5件程度、造園工事3件

程度を予定する。

試行結果は22年度中に検証する考え。入札価格や入札参加者数、低入札価格調査件数、不調発生件数、各評価項目の達成状況などの入札結果を従前の制度と比較検証する。入札参加者には、▽総合評価方式への参加意欲▽証明書類の提出などに必要な期間・事務負担▽各評価項目の達成難易度・達成への意欲▽各評価項目・配点に関する意見▽制度全般に関する意見—の5項目についてアンケートする。

説明会の日時と会場は次のとおり。

▽12月23日午前10時—三茶しゃれなどホール▽22年1月14日午前10時—梅丘パークホール▽同17日午後2時—三茶しゃれなどホール▽同19日午後6時—フライトホール。